明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市南荘町一二番、最後の住所大阪府東大阪市南荘町一二番三一－二〇三号　被相続人　亡　佐藤　和人

右被相続人は平成二十五年六月九日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階　弁護士法人関西法律特許事務所　相続財産管理人佐藤佳子

右代理人弁護士　岡田　良洋

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十六年一月二十七日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使できる投資主を確定するため、平成二十五年十二月十三日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載されている投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十五年十一月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号　東京スピリット投資法人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一一〇条に基づき優先資本金の額を金二億三百八十五万円減少して金四十七億三千三百八十万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十五年十月二十四日付官報の号外第二三〇号八十八頁に掲載されています。

平成二十五年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号　アクアシティインベストメント特定目的会社　取締役　飯森　賢二

取消公告

平成二十五年十一月二十二日掲載の基準日設定につき通知公告は、取消します。

平成二十五年十一月二十六日

東京都千代田区神田美土代町七番地　メディカル・データ・ビジョン株式会社　代表取締役　岩崎　博之

◉号外　十一月二十六日付第二五四号
●十月十八日付参会第三号
号九六ページ●同日付政府調達第二二三号四〇ページ
二四ページ

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	一二	同条第一条	同条第一号
五	上	一二、一三	四原子炉設置者等原子炉設置者」に、	」に、同条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める
〃	〃	一九	第十四の五第一号	第十四条の五第一号
〃	〃	終りから二三	見出し含む	見出し含む。
〃	下	一三	原子炉設置者	原子炉設置者」に改める
六	上	終りから一六	四	」に、「原子炉設置者」に、「原子炉設置者」に改める
五	下	二	六に改める	」に改める
〃	〃	二	（核燃料物質等の工事又は事業所の外における廃棄に関する規則）	（昭和五十三年総理府令第五十六号）
〃	〃	終りから二三～二二	」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める	」に、「原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める

五ページ下段終りから六行目までは次のとおりの誤り。

次のとおりの訂正。

六　上　一　同項表中「行つて」を「行って」に、「あつた」を「あった」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、本則（第十九条の十二から第十九条の十六及び第十九条の十七を除く。）中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

六　上　一　同項表中「柵」に、「行つて」を「行って」に、「あつた」を「あった」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、本則（第十九条の十二から第十九条の十六及び第十九条の十七を除く。）中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

六ページ上段一二行目は次のとおりの誤り。

十六条とし、第二十一条から第二十三条までを削り、第二十条を第百三十五条とする。

六	上	一六	「施設定期検査」に、	「施設定期検査」に改め、
〃	〃	一七～一九	又は常設重大事故等対処設備（故等対処設備に属する機器等の則第二条二項第十四号に規定する常設重大事故対処設備をいう。以下同じ。）の点検を	又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を
〃	〃	二一	常設重大事故等対処設備が	常設重大事故等対処設備に属する機器等が

六ページ上段終りから二五行目「行っていない」に、」を削除する。

六	上	終りから一二	第十九条の十六の七第二号	第十九条の十六の七第一号

六ページ終りから一三行目及び一二行目「同条第八号中「行って」を「行って」に改め、」を削除する。

六	上	終りから九	「原子炉設置者等」を「発電用原子炉設置者等」	「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」
〃	〃	八	場合	定める場合
〃	下	一七	第三条第一項第二号リ（ハ）	第三条第一項第二号リ(3)（ハ）
〃	〃	一六	限る。）	限る。以下同じ。）
七	上	一四	第三条第一項第二号ヌ(3)	第三条第一項第二号ヌ(2)
〃	〃	一六	次の各号に	次に
〃	〃	終りから一二～一九	次の各号に	次に
〃	〃	一八	発電用原子力施設	発電用原子炉施設

七ページ下段一八行目から一九行目までは次のとおりの誤り。

七　申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　品質保証活動の計画

ハ　品質保証活動の実施

ニ　品質保証活動の評価

ホ　品質保証活動の改善

七ページ下段終りから二三行目から二〇行目までは次のとおりの誤り。

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

七	下	二二	型式設計特定機器の種類に応じ、別表第三	型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表
〃	〃	終りから一五～一八	受けなければならない。	受けなければならない。
〃	〃	四	第百七条第一項第一号	第百七条第一項
八	上	四	第一項及び第二項	第一項
〃	〃	二一	法四十条第一項	法第四十条第一項
〃	下	一八	、第九十六条	、同条を第九十六条
〃	〃	終りから一九～一八	第二十条の五第一項第四号	第二十条の五第四号
〃	〃	一七	第二十条の五第一項第六号	第二十条の五第六号
〃	〃	一六	第二十条の五第一項第七号	第二十条の五第七号
〃	〃	一五	同条	同項
〃	〃	一四	第二十条の五第一項第八号	第二十条の五第八号
〃	〃	一四	次に次に	次に次の
〃	〃	一三	第二十条の五第一項第九号	第二十条の五第九号
〃	〃	一一	第二十条の五第一項第十号	第二十条の五第十号
〃	〃	九	ハまでに	ハまでに

八ページ下段終りから一行目の次に次の一行を加える。

第十七条を削る。

平成二十五年十一月五日（号外第二百三十八号）

叙位・叙勲欄中

（原稿誤り）

六四	一五	髙橋　利禎	髙橋　利禎
二〇二	終りから三	「牛田　静裕」は死亡により削る。	

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）